

業務説明資料

1 件名

サーキュラーエコノミーplusプロモーション動画等制作業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 履行場所

政策経営局共創推進課及びその他、委託者の指定する場所

4 業務目的

横浜市は資源や製品の循環に限らず、循環を通じた「ひと」のエンパワーメントにより持続可能なまちづくりを目指す横浜版の地域循環型経済ビジョン「サーキュラーエコノミーplus」を掲げ、脱炭素社会や共生社会等の実現、市民のウェルビーイングの向上に寄与することを目的として、公民連携によるオープンイノベーションにより持続可能な循環型のまちづくりを推進しています。

本ビジョンに資する具体的なプロジェクトの取組内容について発信するプロモーション動画等を制作し、民間企業事業者からの企業版ふるさと納税の獲得等につなげることを目的とする。

【参考1】サーキュラーエコノミーplusタブロイド紙

5 業務内容

(1) プロモーション動画の制作

委託者が別途指定する横浜市内の現場において、プロジェクト内容を発信するためのプロモーション動画を制作する。なお、絵コンテの制作等、企画段階から制作・編集まですべて委託者と協議して、受託者が執り行うこと。制作する動画は以下のとおりとする。

ア 制作本数

4プロジェクト分

イ 動画の尺

180秒～210秒程度とすること

※ 詳細な動画尺については、契約後委託者と協議のうえ決定すること

ウ 制作内容

横浜版地域循環型経済推進プロジェクト

エ 解像度

1920×1080

オ アスペクト比

16:9 (横長)

カ ファイル形式

MP4 及びWMV

(2) サイネージの作成

上記で制作したプロモーション動画を短縮したサイネージ動画（本市SNS・広告用素材にも活用できる動画）について、以下の仕様で作成すること

ア 制作本数

4プロジェクト分

イ 動画尺

15秒程度

ウ 解像度

1920×1080

エ アスペクト比

- ・ 16 : 9 (横長)
- ・ 9 : 16 (縦長)

4プロジェクトごとにそれぞれ(横長)・(縦長)の2パターンを作成すること。
放映先に合わせて画角等を調整可能なものとする。

オ ファイル形式

MP4 及びWMV

(3) スチール撮影

(1)(2)に付随し、動画のワンシーンやオフショット写真を撮影する。

ア 画像形式

動画PR用チラシ、デジタルサイネージ等への掲載可能な形式・ファイルサイズ
(JPEGは必須) とすること。

(4) 動画の撮影・編集

ア 撮影対象者の選定と出演交渉は委託者にて行う。

イ 撮影に必要な機材の手配や当日の撮影などは全て受託者にて行う。

ウ 撮影終了後、委託者と協議の上、受託者にて編集を行う。

エ 撮影動画は、BGM素材やナレーション素材、インタビュー等を使用し、視聴者に分かりやすく伝わる動画とすること。

オ ナレーションを入れること。

カ 動画には字幕を入れること。

キ 動画の編集にあたり2回まで内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(5) ロケ・撮影場所

ロケーションについては、テーマに適した横浜らしい場所とし、提案を基に委託者と適宜、相談の上、調整、決定する。5(1)～(3)の制作に要する撮影場所は横浜市内6か所程度、撮影日数は8日から10日程度を想定(鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区、瀬谷区)

6 配信

YouTubeの横浜市公式チャンネルでの配信を前提とする。

本市SNS(LINE、X等)および市庁舎や区庁舎等のサイネージでも放映を本市で実施するので、放映可能なデータを提出すること。

7 納品形式

ファイル形式はMP4とするが、YouTubeのプラットフォームにアップロードができる動画ファイル形式とすること。またYouTube上で、フルHD規格以上での視聴ができるものとする。

本市SNS・広告用素材については、SNS(LINE、X等)での配信が可能なファイル形式とすること。

それぞれの動画についてDVDに格納して動画データとして納品すること。

8 権利関係

(1) 本件受託において、受託者は業務遂行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを委託者に報告し、納品後であっても、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

(2) 受託者は、成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を委託者に無償で譲渡し、著作人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、成果物の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に委託者に通知し、当該著作権の取り扱いについては、協議の上、定めるものとする。

- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任はすべて受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、委託者が成果物に係る使用权を撮影対象者へ譲渡すること、及び撮影対象者が成果物を使用・修正することを許可する。

9 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定すること。
- (3) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (5) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

10 委託者

横浜市政策経営局共創推進室共創推進課

TEL：045-671-3995 メール：ss-kyoso@city.yokohama.jp